

専決処分について（日立市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日立市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 3 年 5 月 1 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市市税条例等の一部を改正する条例

(日立市市税条例の一部改正)

第1条 日立市市税条例（昭和25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代え

て、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改

め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に、「2 分の 1」を「4 分の 3」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項を削り、同条第 23 項中「附則第 15 条第 47

項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2中第24項を第23項とし、第25項を第24項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から

令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 3 0 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、

「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第２３条中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第２４条を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置）

第２４条 地方税法等の一部を改正する法律附則第１４条の規定に基づき、令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないものとする。

附則第２７条第２項中「令和３年度」を「令和８年度」に改める。

附則第３２条に次の１項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（日立市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 日立市市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、日立市市税条例第 4 8 条第 1 0 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」に、「同条第 5 2 項」を「同条第 6 0 項」に改め、同条第 1 6 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」に改める。

第 2 条のうち、日立市市税条例第 5 0 条第 4 項の改正規定中「又は第 3 1 項」に」の次に「、「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、日立市市税条例第 5 2 条の改正規定中「第 5 2 条第 4 項」を「第 5 2 条第 3 項中「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、日立市市税条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中日立市市税条例附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中日立市市税条例第 2 4 条第 2 項、第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定及び同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第 1 条中日立市市税条例附則第 1 0 条の 2 第 2 3 項を同条第 2 1 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定（第 2 2 項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の日立市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の日立市市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 3 6 条

の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 4 1 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第

4 1 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第4 1 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第4 1 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2 年法律第2 6 号）の施行の日から令和3 年3 月3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第1 0 条の2 第2 4 項の規定は、令和3 年4 月1 日以後に改正法第1 条の規定による改正後の地方税法附則第6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が

取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。